

熊本・大分地震でのお見舞金申請の手続きについて

① 対象者

大分建労の組合員で被災された方で、「負傷され病院で治療された方」又は、「住宅が全壊、半壊、一部損壊となった方」

② 申請で必要なもの

ア) 申請書（HPでダウンロードできます。また、組合事務所でも準備しています。）

イ) 証明となる書類のコピー

A) 負傷され病院で治療された方の場合

病院などのケガの内容が記載された証明書や領収書など

※Aの証明となる書類のコピーが事前に組合に提出されている場合は申請書のみとなります。

B) 住宅の被害（全壊、半壊、一部損壊）の場合 ※下記のI～IIIのいずれか

I) 罹災証明

II) 損保会社で住宅被害状況が確認できる支給通知書など

III) 被害状況がわかる写真と請求書又は領収書

※Bの証明となる書類のコピーが事前に組合に提出されている場合は申請書のみとなります。

③ 締切り：平成28年9月30日（金）必着

④ 給付について

申請がでた件数により執行部で決定し、給付をしていきます。